

陳情第22号	受理年月日	平成29年3月22日
付託委員会	保健病院委員会	
陳情者	八幡東区春の町四丁目2-22 北九州市生活と健康を守る会協議会 代表者 吉田 文弘 外3団体	
件名	生活保護申請権の保障について	
要旨	<p>失業や低収入、病気、障害などさまざまな理由で生活に困窮している人が、区役所の福祉事務所窓口で、事情をいろいろ説明しても保護の申請をさせてもらえなかった、申請用紙はもらったが書き方がわからないという例が見られ、保護課窓口で生活保護の相談者の6割強の人が申請できずに帰されている。福祉事務所は相談者に対し、必ず生活保護の申請意思を確認し、申請したいという人には申請書を渡して記入の仕方を説明するなど、親切に援助を行うべきである。</p> <p>また、申請書を渡されても、後日資産申告や収入申告などの書類をそろえてから提出するよう言われ、申請用紙を持って帰ってきたという人もいるが、資産や収入は申請後の調査事項であるから、申請だけはしておきたいという人には申請書だけを提出する扱いも認めるべきである。</p> <p>更に、子供や兄弟などに援助してもらえないかを確認してから申請書を提出するよう言われ、申請がおくれた例が見られるが、親族による扶養が優先するというのは、仕送り等が実際に行われたときに、その額を差し引いた金額を給付するということであるから、それを確認しなければ保護の申請や決定ができないかのように説明することは誤りである。</p> <p>資産調査や扶養の確認などを理由に申請や決定をいたずらにおくらせることは、困窮状態を更に深刻化させ、生活の再建をより困難なものにしてしまうおそれがある。</p> <p>については、福祉事務所に相談に訪れた人に対しては、申請意思の有無を必ず確認し、申請を思いとどまらせるような対応は行わないよう措置していただきたい。</p>	